診療情報開示(カルテ開示)について

当院では、患者様からのご希望に応じて診療情報を開示しています。情報開示においては患者様のプライバシーや利益を守るためにいくつかの制限がございます。以下の条件を十分にご理解の上、申請されるようお願い致します。

開示する診療情報の範囲

当院が作成する患者様の「診療記録」が対象となります。(他医療機関で作成された記録は対象外になります。)「診療記録」とは、患者様の診療を目的として作成された診療録、手術記録、検査所見記録、処方箋、看護記録ならびにエックス線写真、その他医療過程で記録、作成された書面および画像情報になります。

開示の対象者(開示申請ができる方)

診療記録の開示は、原則として患者様本人を対象として行ないます。ただし、以下の場合には、患者様の代理人が開示の対象となります。

- ① 判断能力に疑義のある成人の場合は、現実に患者様の世話をしている親族及びそれに準ずる方。
- ② 15才未満の場合は、原則として親権者。
- ③ 15才以上20才未満の場合は、原則として親権者とし、疾患の内容によっては本人とする。
- ④ 患者様本人から代理権を与えられた親族。
- ⑤ 患者様に法定代理人がある場合は、法定代理人。

診療記録の開示方法

診療記録の写しの交付、閲覧、要約書の交付

診療記録の開示などを拒みうる場合

開示要請があった場合でも、以下の正当な理由がある場合には開示を拒否することがあります。

- ① 診療記録を開示することによって患者様の治療効果に、悪影響があると判断された場合
- ② 第三者に不正な目的および公益侵害で使用される疑いがある場合。
- ③ その他、病院が開示を不適当とする相当の事由がある場合。
- ④ 当院の定める開示申請者でない場合。

開示の手続き

開示の対象者(開示申請ができる方)は、当院で定めた書面「診療記録等の開示請求申込書」を提出することによって、診療記録の開示申請を行なうことができます。また申請時及び診療記録の開示を許可する際に申請者の身元確認*を行ないます。

※確認方法(運転免許証・健康保険証・旅券・その他)

開示に必要な費用(税別)

開示手数料:2,000円 コピー料金(1枚): 20円 画像 CD(1枚):1,000円 要約書(1枚):5,000円

問い合わせ先:診療情報管理室(内線:713)